

この文書は、志願先の高等学校から各中学校を通じて一般選抜を受検する皆さんに配付します。

令和5年度新潟県公立高等学校入学選抜における
新型コロナウイルス感染症対応Q & A（一般選抜）

令和5年2月

Q1：受検会場ではどのような感染症対策を行いますか。

A1：

- (1) 学力検査等当日「健康状態チェックリスト」で体調を確認した上で受検してもらいます。
当日 38.0℃以上の高熱や息苦しさ、強いだるさ等、新型コロナウイルス感染症の疑いのある症状がある場合は受検できません。
- (2) 休憩時間に窓を開放するなど、受検会場の換気に留意します。
室温が低くなることに備え、防寒対策をしてください。ただし、特別な事情がある場合を除き、検査時は、マフラーや手袋、ひざ掛けを使用することはできません。コート等をひざ掛け代わりに使用することも認めません。
- (3) 受検会場では、昼食時を除き、常時マスクの着用を義務付けます。
マスクは鼻と口の両方を確実に覆うように着用してください。不織布マスクを推奨します。なお、マスクは文字（企業のロゴを除く）の書かれていないものとしてください。
- (4) 受検会場では、こまめに手指消毒できるよう、アルコール製剤を用意します。

Q2：新型コロナウイルスの感染者となった場合、受検はどのようになりますか。

A2：

- (1) 新型コロナウイルスの感染者となり、病院や自宅、宿泊施設において療養中の者は、3月7日・8日の一般選抜本検査を受検できません。
- (2) 療養期間を終えた者は、3月14日・15日の一般選抜追検査を受検できます。
- (3) 療養期間を終えなかったことにより一般選抜追検査を受検できなかった者は、3月23日の一般選抜特別追検査を受検できます。

Q3：新型コロナウイルス感染者との濃厚接触者となった場合、受検はどのようになりますか。

A3：

- (1) 自宅待機期間中に「健康状態チェックリスト」のA欄又はB欄に1項目でも該当する症状があった者は、3月7日・8日の一般選抜本検査を受検できません。この場合、「かかりつけ医」、「新潟県新型コロナ受診・相談センター」に相談してください。
新潟県新型コロナ受診・相談センター窓口 TEL：025-256-8275, 385-7541, 385-7634
- (2) (1)の場合、自宅待機期間を終えた者は、3月14日・15日の一般選抜追検査を受検できます。一般選抜追検査を受検できなかった場合は、3月23日の一般選抜特別追検査を受検できます。
- (3) 自宅待機期間中に症状がない者（以下「症状がない濃厚接触者」という。）は、次の要件をすべて満たす場合は、志願先高等学校の別室で受検できます。要件を満たさず受検できなかった場合は、3月14日・15日の一般選抜追検査の受検対象となります。

〈症状がない濃厚接触者の受検要件〉

- ① 次のいずれかの検査の結果、陰性が確認されていること。
 - (a) 新潟県教育委員会又は新潟市教育委員会が手配する抗原定性検査キット
 - (b) 家庭で用意した薬事承認された抗原定性検査キット
- ② 検査当日も症状がないこと。
- ③ 公共の交通機関を利用せずに、受検会場に来ること。
自家用車、レンタカー、親戚・知人による送迎、バイク、自転車のほか、以下の条件のもと利用するタクシー、ハイヤー、海上タクシーについて、公共の交通機関には該当せず利用可能です。なお、いずれの交通手段であっても、感染防止策を徹底していることが必要です。
 - ・ 業界団体が策定した感染対策ガイドライン等に基づき、感染対策を講じている車両等を利用すること。

- ・ 利用車両等が特定できるよう、濃厚接触者であるが、行政検査又は抗原定性検査が陰性かつ症状がないことを告げた上で、予約を行い、他の乗客と乗り合わせせずに利用すること。なお、陰性が確認されていない場合は、無症状であってもタクシー、ハイヤー等は利用できません。

※ タクシー、ハイヤー等の手配は個人で行ってください。

※ 手配が難しい場合の相談窓口：文部科学省相談窓口（受付時間 平日 9:30～16:45）

電話：03-6730-3345 メール：taximadoguchi23@mext.go.jp

Q 3-2 A 3の(3)〈症状がない濃厚接触者の受検要件〉の①について教えてください。

A 3-2 :

症状がない濃厚接触者の、別室受検を認める要件として、新潟県教育委員会又は新潟市教育委員会が手配する抗原定性検査キット又は家庭で用意した薬事承認された抗原定性検査キット（以下、「検査キット」という。）による検査結果の陰性を確認していただきます。

具体的な方法は、検査キットの使用対象となった受検者にお知らせしますが、概略は次のとおりです。

(1) 受検者の自宅での抗原定性検査の実施 **原則**

- ① 新潟県教育委員会又は新潟市教育委員会が、受検者の自宅に検査キットを郵送します。又は、各家庭で薬事承認された検査キットを用意していただきます。
- ② 受検者は、学力検査等の当日の朝に、検査キットによる抗原定性検査を実施します。検査キットに同封する説明書に従って、保護者立ち会いのもと、受検者本人が行います。
- ③ 抗原定性検査の結果が陰性の場合、新潟県教育委員会又は新潟市教育委員会が手配する検査キットに同封する（又は各家庭において新潟県教育委員会又は新潟市教育委員会のホームページからダウンロードした）「抗原定性検査陰性報告書」に必要事項を記入し、志願先高等学校に持参していただくことで、別室で受検できます。
- ④ 抗原定性検査の結果が陽性の場合、新型コロナウイルスの感染が疑われることから受検できません。この場合、「かかりつけ医」、「新潟県新型コロナ受診・相談センター」に相談し、指示に従ってください。

(2) 志願先高等学校での抗原定性検査の実施 **濃厚接触者への特定が検査の直前となった場合**

- ① 濃厚接触者への特定が3月2日(木)15時以降となった場合は、受検者の自宅への検査キットの郵送が間に合わないことが想定されるため、検査当日、志願先高等学校において抗原定性検査を実施します。
- ② 受検者には、自家用車又はレンタカー等、公共交通機関以外の車両で志願先高等学校に来ていただきます。
- ③ 志願先高等学校で渡される検査キットにより、自家用車等の車内で抗原定性検査を実施していただきます。検査キットに同封する説明書に従って、受検者に対して行います。
- ④ 陰性の場合、陽性の場合のそれぞれの対応は、(1)と同じです。
- ⑤ 家庭で用意した検査キットが使用できる場合は、①～③によらず、家庭で検査を行うことも可とします。抗原定性検査の結果が陰性の場合、新潟県教育委員会又は新潟市教育委員会のホームページからダウンロードした「抗原定性検査陰性報告書」に必要事項を記入し、志願先高等学校に持参していただくことで、別室で受検できます。

Q 4：新型コロナウイルスの感染者や濃厚接触者となった場合の手続を教えてください。

(1) 事実が判明したら、中学校長を通じて志願先高等学校長に直ちに連絡し、指示を受けてください。

(2) 症状がない濃厚接触者として別室での受検を希望する場合

中学校長が、「入学者選抜における特別措置実施申請書」（様式6、「令和5年度新潟県公立高等学校入学者選抜要項」63ページ）に必要事項を記入し、志願先高等学校長に申請してください。

(3) 3月14日・15日の一般選抜追検査や3月23日の一般選抜特別追検査の受検を希望する場合

「令和5年度新潟県公立高等学校入学者選抜要項」の該当ページで確認してください。(一般選抜追検査：14ページ, 一般選抜特別追検査：16ページ)

なお、一般選抜追検査及び特別追検査で使用する「健康状態チェックリスト(追検査・特別追検査)」は、受検者が各自で新潟県教育委員会又は新潟市教育委員会のホームページからダウンロード、印刷し、必要事項を記入の上、持参してください。

Q5：「健康状態チェックリスト」に該当する項目があった場合、受検はどうなりますか。

A5：

(1) A欄に1項目以上又はB欄に2項目以上該当

新型コロナウイルス感染症への罹患が疑われることから、3月7日・8日の一般選抜本検査、3月14日・15日の一般選抜追検査、3月23日の一般選抜特別追検査の、どの検査においても、受検できません。

(2) A欄に該当する項目がなく、かつB欄に1項目該当

3月7日・8日の一般選抜本検査、3月14日・15日の一般選抜追検査、3月23日の一般選抜特別追検査の、どの検査においても、別室で受検していただきます。

(3) (1)により3月7日・8日の一般選抜本検査を受検できなかった場合は、できる限り早く、「かかりつけ医」、「新潟県新型コロナ受診・相談センター」に相談してください。

○ 新型コロナウイルスへの感染が確認されず、症状が治まれば、3月14日・15日の一般選抜追検査を受検できます。

○ 新型コロナウイルスに感染していた者、又は感染していなくとも症状が治まらなかったことにより一般選抜追検査を受検できなかった者は、一般選抜特別追検査を受検できます。

(4) (1)により3月14日・15日の一般選抜追検査を受検できなかった場合は、3月23日の一般選抜特別追検査の受検対象となります。

(5) (1)により3月23日の一般選抜特別追検査を受検できなかった場合は、追加の検査を実施しませんが、特別追検査の追加募集の対象となります。

Q6：受検の途中で高熱、せき等の症状を発症した場合、受検はどうなりますか。

A6：

(1) 受検の途中でも、次の場合は、高等学校長の判断で受検を中止することがあります。

○ 受検者から、高熱や息苦しさ、強いだるさ等の新型コロナウイルス感染症の疑いのある症状の申出があった場合。

○ せき等の新型コロナウイルス感染症の疑いのある症状が他の受検者に影響を及ぼす、と高等学校長が判断した場合。

(2) (1)により受検を中止した場合の取扱い

○ 3月7日・8日の一般選抜本検査

一般選抜追検査において、本検査で受検していない検査を別室で受検することができます。なお、検査時間中に受検を中止した場合、当該検査教科(面接等含む)は、受検したものと取り扱います。

○ 3月14日・15日の一般選抜追検査及び3月23日の一般選抜特別追検査

追加の検査は実施しませんが、受検した検査がある場合は、選抜の対象とします。

(3) (2)の取扱いは、新型コロナウイルス感染症の疑いのある症状により高等学校長が判断して受検を中止させた場合にのみ適用し、その他の理由による受検の中止には適用しません。

Q7：学力検査等当日に自分の中学校が臨時休業中であっても受検できますか。

A7：

新型コロナウイルス感染者や濃厚接触者となっていない限り、通常通り受検できます。

Q8：インフルエンザに罹患した場合、受検はどうなりますか。

A8：

- (1) 3月7日・8日の一般選抜本検査は受検できません。3月14日・15日の一般選抜追検査の受検対象となります。
- (2) 3月14日・15日の一般選抜追検査及び3月23日の一般選抜特別追検査においては、「健康状態チェックリスト」のA欄に該当する項目がなく、かつB欄に該当する項目が1項目以下であれば、別室で受検できます。

Q9：3月14日・15日の一般選抜追検査は、新型コロナウイルス関連以外の理由でも受検できますか。

A9：

一般選抜追検査は、新型コロナウイルス関連だけでなく、インフルエンザ等の感染症や負傷などのやむを得ない事情により3月7日・8日の一般選抜本検査を欠席した者が対象になります。

なお、一般選抜本検査の受検者と一般選抜追検査の受検者を合わせて選抜し、3月16日に合格者を発表します。

Q10：3月23日の特別追検査は、新型コロナウイルス関連以外の理由でも受検できますか。

A10：

特別追検査の対象者は、新型コロナウイルス関連の理由のみです。具体的には次の(ア)～(ウ)のいずれかの理由により、3月7日・8日の一般選抜本検査と3月14日・15日の一般選抜追検査のいずれも受検できなかった者のみが対象となります。

- (ア) 新型コロナウイルス感染症の感染者となり、検査当日に病院や自宅、宿泊施設において療養中であったこと。
- (イ) 新型コロナウイルス感染者との濃厚接触者として特定され、検査当日を含む期間が自宅待機期間とされており、検査当日に症状があったこと。
- (ウ) 検査当日において、「健康状態チェックリスト」のA欄に1項目以上又はB欄に2項目以上該当する項目があったこと。

なお、特別追検査の募集人数は、「令和5年度新潟県公立高等学校入学者選抜要項」16ページに記載のとおりです。

Q11：3月23日の特別追検査を受検して不合格となった場合や、特別追検査の受検対象となったが受検できなかった場合、さらに受検機会はありますか。

A11：

特別追検査を受検して不合格であった者、又は特別追検査の受検対象となったが、A10の(ア)～(ウ)のいずれかにより特別追検査を受検できなかった者で、いずれの公立高等学校及び私立高等学校にも合格していない者を対象に、特別追検査の追加募集を行います。詳細は「令和5年度新潟県公立高等学校入学者選抜実施要項」の17ページを参照してください。

「令和5年度新潟県公立高等学校入学者選抜実施要項」は、令和4年10月に各中学校等に配付済みです。また、新潟県教育委員会及び新潟市教育委員会のホームページにおいても公表しています。

新潟県教育委員会ホームページ：<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/kotogakko/>

新潟市教育委員会ホームページ：<https://www.city.niigata.lg.jp/kosodate/gakko/oshirase/>